

令和 4 年 1 月 9 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会会長

松本吉郎

（公印省略）

**重要**

令和 4 年の医師の届出について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局長より本会宛に、令和 4 年の医師の届出に関する周知方依頼がありました。

1. 医師届出票の提出について

ご承知の通り、医師は 2 年に一度、厚生労働大臣への「医師届出票」の提出が義務付けられており（医師法第 6 条第 3 項）、本年は届出の実施年にあたります。これからの日本の医療を考えるにあたり、大切な統計資料となりますので、令和 5 年 1 月 16 日（月）までに必ず届出を行っていただきますようお願いいたします（現在、医療に従事していない場合も届出の対象です）。

届出を行わない場合、50 万円以下の罰金とされており（第 33 条の 2）、厚生労働省の「医師等資格確認検索システム」にも氏名等が掲載されませんので、十分ご注意ください ([https://licenseif.mhlw.go.jp/search\\_isei/](https://licenseif.mhlw.go.jp/search_isei/))。

なお、医師法施行規則等の一部改正により、医師届出票の書式の一部改正が行われていますので、併せてお送りいたします。

2. オンラインによる届出について

令和 4 年の届出から、オンラインによる届出が可能となります。オンラインによる届出は「医療従事者届出システム」を活用し、医療機関等を通じて行います（令和 4 年 1 月 17 日システム公開・届出開始予定）。参考として、社会保障審議会医療部会資料（ポンチ絵）を添付いたします。

届出方法の概要につきましては、リーフレット（「三師届・業務従事者届のオンライン届出のご案内」のオンライン届出の基本手順 等）をご参照ください。また、今後厚生労働省のホームページにマニュアルの掲載（1 月下旬）やヘルプデスク（運用開始時）が設置される予定です。

なお、オンラインによる届出が困難な場合や、医療機関等に勤務していない場合は、従前どおり紙媒体での届出（住所地あるいは従業地の保健所に提出）をお願いいたします。

◆厚生労働省ホームページ ※随時更新

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/i\\_ryoujujisha-todokede-sys.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/i_ryoujujisha-todokede-sys.html)

◆医療従事者届出システム ※令和4年12月17日から運用開始予定

<https://static.iryoujujisha-todokede-sys.mhlw.go.jp/>

### 3. 歯科医師及び薬剤師の届出、看護職員の業務従事者届について

歯科医師及び薬剤師の届出、看護職員の業務従事者届につきましても、オンラインでの届出は医療機関等を通じた対応となります。

各医療機関等におかれましては、医師と併せて、届出の周知及びご対応をよろしくお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知につき、ご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本件については厚生労働省ホームページにも掲載されているとともに、日医ニュース12月5日号でもご案内予定であることを申し添えます。

#### <送付資料>

- ・ 令和4年の医師の届出について（依頼）（令和4年10月31日付 厚生労働省医政局長）
- ・ リーフレット3種（厚生労働省ホームページ掲載）
- ・ 医師法施行規則等の一部を改正する省令について（通知）（令和4年10月4日付 厚生労働省医政局長）
- ・ 参考：社会保障審議会医療部会資料（抜粋）

医政発 1031 第 2 号  
令和 4 年 10 月 31 日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

### 令和 4 年の医師の届出について (依頼)

標記につきましては、従来から御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本年は、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 6 条第 3 項の規定により義務づけられた医師の届出の実施年に当たり、下記のとおり実施することとしております。

休業中の方も含め、全ての医師に届出をしていただくよう、貴会会員の方々への周知方について、特段の御配慮をお願いいたします。

また、「令和 3 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 3 年 12 月 21 日閣議決定）に基づき、令和 4 年の届出から、医療機関等に勤務する医師については、オンラインによる届出が可能となります。

オンラインによる届出は、厚生労働省が令和 4 年度に構築する医療従事者届出システム（以下「届出システム」という。）を活用し、医療機関等を通じて行うこととなります。医療機関等に勤務する医師は、医療機関等が発行する ID を用いて届出システムにアクセスし、必要事項を直接入力又は電子媒体の届出票をアップロードすることにより届出を行うこととなります。

届出システムへのアクセス方法、操作マニュアル、届出様式等については、厚生労働省ホームページに掲載することとし、随時情報を更新してまいります。

〔厚生労働省の専用ホームページ〕 ※令和 4 年 11 月 1 日以降閲覧可能予定

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/iryujijisha-todokede-sys.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryujijisha-todokede-sys.html)

なお、オンラインによる届出が困難な場合や、医療機関等に勤務する医師以外については、従来どおり、紙媒体による届出を保健所や都道府県を経由して行うこととなります。

紙媒体の届出票につきましては、病院、診療所、大学、研究機関等に従事する医師に対してはこれらの施設を通じ、その他の医師に対しては保健所を通じて配布する他、厚生労働省ホームページにおいても届出様式を掲載します。

## 記

- |            |  |
|------------|--|
| 1 届出義務のある者 | 日本国の医籍に登録されている医師（休業中を含む）   |
| 2 届出事項     | 令和4年12月31日現在の別紙届出票に係る事項  |
| 3 届出方法・届出先 | 次のいずれかによる方法<br>① オンラインによる届出<br>i) 医療機関等に勤務する医師のみが選択可能<br>ii) 医療機関等が発行するIDを用いて届出システムにアクセスし、必要事項を直接入力又は電子媒体の届出票をアップロードすることにより届出を行う。<br><br>② 紙媒体による届出<br>i) オンラインによる届出が困難な医師や、医療機関等に勤務していない医師が選択する方法<br>ii) 医療機関等、保健所等を通じて入手した紙媒体の届出票に必要事項を記入し、住所地の保健所又は従業地の保健所へ届出を行う。 |
| 4 届出の期限    | 令和5年1月16日（月）   |

第二号書式(第六条関係)

(令和4年12月31日現在)

(1) 住所	〒 □□□□-□□□□ 都道府県 市郡 区 町村	
ふりがな	電 話	
(2) 氏名	( - - )	
メールアドレス	※本届出票に記載したメールアドレス等の連絡先を情報配信や調査等のために利用することに同意しない場合は、右欄に○を付けること。同意しない場合	
(3) 性別	1 男 ・ 2 女	(4) 生 年 月 日 1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治 年 月 日
(5) 医籍登録番号	第 号	(6) 医籍登録年月日 1 令和 2 平成 3 昭和 4 大正 年 月 日
(7) 従事している施設及び業務の種別		
回答欄	施設の種別	業務の種別
01~19のうち1つを記入すること。	診療所	01 開設者又は法人の代表者 02 勤務者
主たる施設・業務の種別(1つ)	病院 (医育機関附属の病院を除く。)	03 開設者又は法人の代表者 04 勤務者
複数の施設に従事している場合で2番目に長時間従事している施設について01~18のうち1つを記入すること。	医育機関 (医学部を有する大学又はその附属機関)	05 臨床系の教官又は教員 06 臨床系の大学院生 07 臨床系の勤務者で05及び06以外の者(医員、臨床研修医、その他) 08 臨床系以外の大学院生 09 臨床系以外の勤務者で08以外の者(教官、教員、その他)
	介護老人保健施設	10 開設者又は法人の代表者 11 勤務者
従たる施設・業務の種別(1つ)	介護医療院	12 開設者又は法人の代表者 13 勤務者
	上記以外の施設	14 医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者 15 行政機関の従事者 16 14及び15以外の産業医 17 上記以外の保健衛生業務の従事者
	その他	18 その他の業務の従事者 19 無職の者
従 事 先 「勤務状況」の「勤務日数」は、今年度12月1日~7日の宿直・日直以外の勤務日の合計を選択する。なお、午前のみ、午後のみ の勤務の場合は0.5日としてカウントする。 「宿直・日直回数」は、今年度11月1日~30日の休診日や夜間に、院内に待機して診療等の対応を行う勤務の合計を選択する。 日直・宿直はそれぞれ1回、宿直と日直を連続して行う場合は2回としてカウントする。なお、オンコールはカウントしない。		
(8) 主たる従事先 (「名称」「所在地」「勤務状況」「電話」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01~17のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)		
ふりがな	電 話	
名 称	代表電話 ( - - )	
所 在 地	〒 □□□□-□□□□ 都道府県 市郡 区 町村	
勤 務 状 況 該当する項目を1つ○で囲むこと。	12月1日~7日の勤務日数(日/週)(宿直・日直を除く) 0日 0.5 1.0 1.5 2.0 2.5 3.0 3.5 4.0 4.5 5.0 5.5 6.0 6.5 7.0 11月の宿直・日直回数(回/月) 0回 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10~15未満 15~20未満 20以上	
〔就業形態〕「主たる業務内容」「休業の取得」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01~05、07及び09~17のいずれかを記入した者のみが記入すること。		
就 業 形 態	1 常勤 2 非常勤 ※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者(ただし、勤務時間が1週間あたり32時間未満の者は含まない)。「非常勤」とは「常勤」以外の者。	
主たる業務内容	1 診療 2 教育・研究 3 管理 4 産業医業務 5 その他	
休業の取得 (取得中の者のみ)	1 産前・産後休業 2 育児休業 3 介護休業	
(9) 従たる従事先 (複数の施設に従事している場合、(7)欄の「従たる施設・業務の種別」に01~17のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)		
ふりがな	電 話	
名 称	代表電話 ( - - )	
所 在 地	〒 □□□□-□□□□ 都道府県 市郡 区 町村	
勤 務 状 況 該当する項目を1つ○で囲むこと。	12月1日~7日の勤務日数(日/週)(宿直・日直を除く) 0日 0.5 1.0 1.5 2.0 2.5 3.0 3.5 4.0 4.5 5.0 5.5 6.0 6.5 7.0 11月の宿直・日直回数(回/月) 0回 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10~15未満 15~20未満 20以上	
従たる従事先の件数	件 (今年度12月31日現在で雇用契約等のある全ての従たる従事先。)	

(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～07のいずれかを記入した者のみが記入すること。

(10) 従事する診療科名等 従事するすべての診療科名の番号を○で囲むこと。 また、2つ以上○で囲んだ者は右欄に主たる診療科名の番号を1つ記入すること。 臨床研修医の場合、「41 臨床研修医」のみを○で囲むこと。 該当する診療科名がない場合、最も近い診療科名の番号を○で囲むこと。	I	01 内科 04 消化器内科(胃腸内科) 07 糖尿病内科(代謝内科) 10 アレルギー科 13 小児科	02 呼吸器内科 05 腎臓内科 08 血液内科 11 リウマチ科 14 精神科	03 循環器内科 06 脳神経内科 09 皮膚科 12 感染症内科 15 心療内科	主たる診療科名の番号(1つ)
	II	16 外科 19 乳腺外科 22 泌尿器科 25 整形外科 28 眼科 31 産婦人科	17 呼吸器外科 20 気管食道外科 23 肛門外科 26 形成外科 29 耳鼻いんこう科 32 産科	18 心臓血管外科 21 消化器外科(胃腸外科) 24 脳神経外科 27 美容外科 30 小児外科 33 婦人科	
	III	34 リハビリテーション科 37 病理診断科 40 集中治療科	35 放射線科 38 臨床検査科	36 麻酔科 39 救急科	
	IV	41 臨床研修医	42 全科		
	V	43 その他( )			

(11) 取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名、麻酔科の標榜資格及び医師少数区域経験認定医師  
取得しているすべての資格名の番号を○で囲むこと。  
※01、18、19は日本専門医機構認定資格、02～17は、日本専門医機構又は学会認定資格、20～59は学会認定資格

I	01 内科専門医 04 精神科専門医 07 産婦人科専門医 10 泌尿器科専門医 13 麻酔科専門医 16 形成外科専門医 19 総合診療専門医	02 小児科専門医 05 外科専門医 08 眼科専門医 11 脳神経外科専門医 14 病理専門医 17 リハビリテーション科専門医	03 皮膚科専門医 06 整形外科専門医 09 耳鼻咽喉科専門医 12 放射線科専門医 15 救急科専門医 18 臨床検査専門医
	20 総合内科専門医 23 消化器病専門医 26 神経内科専門医 29 血液専門医 32 感染症専門医	21 呼吸器専門医 24 腎臓専門医 27 糖尿病専門医 30 アレルギー専門医 33 心療内科専門医	22 循環器専門医 25 肝臓専門医 28 内分泌代謝科専門医 31 リウマチ専門医
II	34 呼吸器外科専門医 37 気管食道科専門医	35 心臓血管外科専門医 38 消化器外科専門医	36 乳腺専門医 39 小児外科専門医
	40 超音波専門医 43 老年病専門医 46 漢方専門医 49 核医学専門医 52 ベイクリニク専門医 55 がん薬物療法専門医 58 小児神経専門医	41 細胞診専門医 44 消化器内視鏡専門医 47 レーザー専門医 50 大腸肛門病専門医 53 熱傷専門医 56 周産期(新生児)専門医 59 一般病院連携精神医学専門医	42 透析専門医 45 臨床遺伝専門医 48 気管支鏡専門医 51 婦人科腫瘍専門医 54 脳血管内治療専門医 57 生殖医療専門医

(12) 分娩の取扱いの有無(過去2年以内での実績)  
1 分娩の取扱いあり    2 分娩の取扱いなし    (13) 出身地 { 都道府県 } ・ 外国

(14) 医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名等  
大学名等の番号を1つ○で囲むこと。(修了した大学院名等の番号を○で囲まないこと。  
大学の再編・統合・改称により、医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名が選択肢にない場合、再編・統合・改称が行われた後の大学名の番号を○で囲むこと。

国立	01 北海道大学 05 秋田大学 09 千葉大学 13 富山大学 17 信州大学 21 三重大学 25 神戸大学 29 広島大学 33 愛媛大学 37 長崎大学 41 鹿児島大学	02 旭川医科大学 06 山形大学 10 東京大学 14 金沢大学 18 岐阜大学 22 滋賀医科大学 26 鳥取大学 30 山口大学 34 高知大学 38 熊本大学 42 琉球大学	03 弘前大学 07 筑波大学 11 東京医科歯科大学 15 福井大学 19 浜松医科大学 23 京都大学 27 島根大学 31 徳島大学 35 九州大学 39 大分大学	04 東北大学 08 群馬大学 12 新潟大学 16 山梨大学 20 名古屋大学 24 大阪大学 28 岡山大学 32 香川大学 36 佐賀大学 40 宮崎大学
	公立	43 札幌医科大学 47 京都府立医科大学	44 福島県立医科大学 48 大阪公立大学	45 横浜市立大学 49 奈良県立医科大学
私立大学校外国医学校その他	51 岩手医科大学 55 埼玉医科大学 59 順天堂大学 63 東京慈恵会医科大学 67 日本医科大学 71 金沢医科大学 75 関西医科大学 79 久留米大学 83 外国の医学校	52 東北医科薬科大学 56 国際医療福祉大学 60 昭和大学 64 東京女子医科大学 68 北里大学 72 愛知医科大学 76 近畿大学 80 福岡大学 84 その他	53 自治医科大学 57 杏林大学 61 帝京大学 65 東邦大学 69 聖マリアンナ医科大学 73 藤田医科大学 77 兵庫医科大学 81 産業医科大学	54 獨協医科大学 58 慶應義塾大学 62 東京医科大学 66 日本大学 70 東海大学 74 大阪医科薬科大学 78 川崎医科大学 82 防衛医科大学校

(14)欄の83を○で囲んだ者のみが記入すること。

1 英国	2 オーストラリア	3 韓国	4 中国	5 ハンガリー
6 ブラジル	7 米国	8 ルーマニア	9 その他( )	

(15) 地域枠等  
該当がある場合記入すること。(該当がない場合記入不要)

1 従事要件あり →	要件となる従事年数	年	従事要件を終了した場合には、右欄に○を付けること。
2 従事要件なし	要件となる従事場所	{ 都道府県 }	・ その他
奨学金貸与元	1 都道府県	2 大学	3 その他    4 なし
選抜方式	1 別枠方式(一般の選抜枠と別に選抜)		2 手挙げ方式(一般の選抜枠と共通で選抜)

(16) 本届出票の活用に対する確認  
各都道府県における医師確保対策の検討等に活用するため、本届出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに同意しない場合には、右欄に○を付けること。

(17) 備考

## 届出のお願い

# 医師・歯科医師・薬剤師の 資格をお持ちの皆さまへ

## 本年は2年に一度の届出年です。

令和4年12月31日現在の状況をお知らせください。

- 医療機関等にお勤めの方は、オンラインによる届出が可能となりました。
- オンラインによる届出が困難な場合や医療機関等に勤務する医師等以外の方は、お近くの保健所へ届出ください。

### 対象

日本国内に居住する医師・歯科医師・薬剤師の方

※ 現在、就労していない方も含みます。

### 届出の期限

令和5年1月16日（月）まで



## Q & A

### Q 届出をしなければいけないのですか？

A 医師・歯科医師・薬剤師の方は、医師法、歯科医師法、薬剤師法により、2年に一度厚生労働大臣に届出をすることが義務づけられています。

### Q この届出はどのようなことに使われていますか？

A 「医師・歯科医師・薬剤師統計」として集計・公表し、医療行政施策において、有効に活用されています。

また、届出票の活用にご同意いただけた場合には、各都道府県において医師や薬剤師の確保対策等、歯科医師の適正配置の検討等に活用されています。

なお、2年ごとの届出を行わないと原則「医師等資格確認検索システム」に氏名等が掲載されません。

### Q 届出票が手元にないのですがどこで入手できますか？

A 最寄りの保健所までお問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページからダウンロードしてください。

### Q オンラインによる届出はどのように行うのですか？

A 厚生労働省ホームページから、お勤めの医療機関等から提供される専用のID・PWを用いてログインし、届出してください。

- ▶ 厚生労働省ホームページ ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療 > 医療従事者による2年に一度の届出（三師届・業務従事者届）について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/iryoujujisha-todokede-sys.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryoujujisha-todokede-sys.html)



## 三師届・業務従事者届のオンライン届出のご案内

- ▶ 法律の規定に基づき、医師・歯科医師・薬剤師である方や、業務に従事する保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士の方は、2年に一度、業務従事状況等の届出が必要です。
- ▶ この三師届・業務従事者届は、従来は、主に紙による届出のみでしたが、今年度から、従事先の医療機関等にとりまとめていただいた上で、インターネットによるオンライン届出が可能になります。
- ▶ オンライン届出の具体的な実施方法は、都道府県・保健所等からの届出実施のご案内の際にお知らせしますが、簡便な手続きで実施でき、事務負担の軽減が可能ですので、オンライン届出を積極的にご活用ください。

※ 今年度については、令和4年12月31日現在における業務従事状況等を、令和5年1月16日（月）までに届出をお願いいたします。

※ 引き続き、紙による届出も可能です。

※ 医療機関等に勤務していない医師・歯科医師・薬剤師の方の三師届については、令和6年度からオンライン届出が可能になる予定です。

### オンライン届出の基本手順

- STEP 1** 医療機関等の事務担当者が、インターネットによって申請サイトにアクセスし、専用サイトを利用するための施設IDを取得。
- STEP 2** 事務担当者が、専用サイトにおいて医療従事者ごとに利用者IDを設定し、医療従事者本人に伝達。
- STEP 3** 医療従事者本人が、専用サイトにおいて、届出内容を入力フォームに入力、または、届出内容を記載した届出様式（Excel様式）をアップロード。
- STEP 4** 事務担当者が、医療機関等に勤務する医療従事者の届出データを一括して専用サイト上で登録。



### オンライン届出のメリット

#### ●医療従事者の方にとってのメリット

- ✓ 次回以降の届出時に、前回登録した内容が表示され、入力が簡便になります。
- ✓ 自分の届出内容をいつでも閲覧できます。

#### ●事務担当者の方にとってのメリット

- ✓ 紙媒体の配布・回収・提出等の手間を省くことができます。
- ✓ 専用サイトによって各医療従事者の届出の進捗状況をいつでも把握できます。



# 三師届・業務従事者届出が オンラインで届出できるようになります

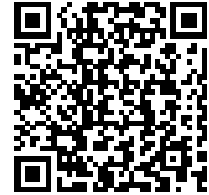


■ システムは令和4年12月17日公開予定です



令和4年11月1日

事前案内サイト公開



## 健康・医療 医療従事者による2年に一度の届出 (三師届・業務従事者届) について

- 医療従事者による2年に一度の届出(三師届・業務従事者届)について
- 届出方法
- 関連ページ
- その他

### 医療従事者による2年に一度の届出(三師届・業務従事者届)について

法律の規定に基づき、医師・歯科医師・薬剤師の方や、業務に従事する保健師・助産師・看護師・准看護師、歯科衛生士・歯科技工士の方は、2年に一度、12月31日現在における業務従事状況等について、厚生労働大臣や都道府県知事へ届出いただく必要があります。今年度は届出年度となりますので、**令和5年1月16日(月)まで**に届出票の提出をお願いします。

医師・歯科医師・薬剤師による届出(三師届)や業務に従事する保健師・助産師・看護師・准看護師、歯科衛生士・歯科技工士による届出(業務従事者届)については、従来、紙による届出のみでしたが、今年度から、従事先の医療機関等にとりまとめていただいた上で、インターネットによるオンライン届出が可能になります(紙による届出も可能です)。なお、医療機関等に勤務しない医療従事者は、紙による届出となります。

- リーフレット「医療従事者版」
- リーフレット「三師届版」

三師届により得られる行政記録情報を利用して公的統計である「医師・歯科医師・薬剤師統計」の集計・公表を行い、その集計結果は今後の厚生労働行政の重要な基礎資料となります。

また、2年ごとに届出を行わないと「医師等資格確認検査システム」に氏名等が原則掲載されませんのでお忘れなく届出をお願いします。

- 医師等資格確認検査システム(医師・歯科医師)

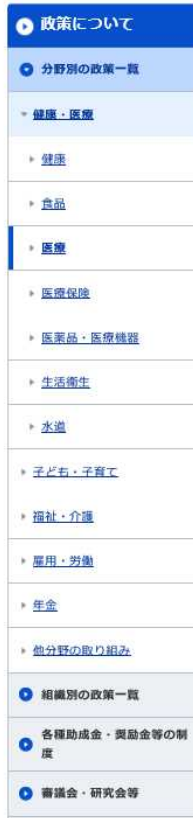
ページの先頭へ戻る

### 届出方法

- オンラインによる届出

医療従事者届出システム

- マニュアル(準備中)
- よくあるご質問
- ヘルプデスク(準備中)



[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/iryoojijisha-todokede-sys.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryoojijisha-todokede-sys.html)

よくある質問をご活用ください。  
随時情報を更新していきます。

令和4年11月下旬 操作マニュアル提供開始予定

令和4年12月17日 システム公開・届出開始予定

令和5年1月16日 届出締め切り

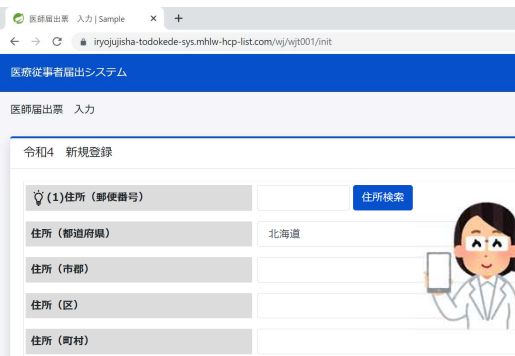
# 医療機関向け

## 4種類の届出方法から自由に選択することができます

### Web上で簡単入力

各医療従事者個人がそれぞれ登録する方式です。

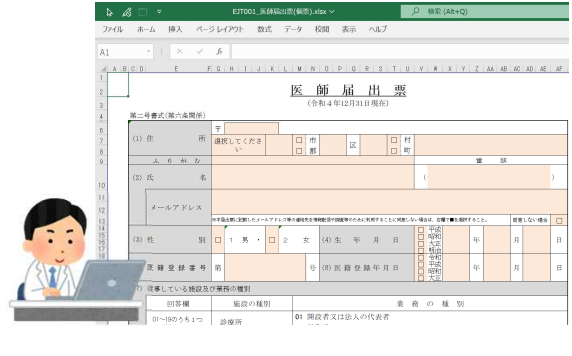
スマホでもPCでも入力できます。Web入力時に個々の申請内容がシステムによりチェックされるため、差し戻しの手間がないこともメリットです。



### Excel様式に入力

紙の様式に近いExcel様式に入力してシステムに登録する方式です。

Excelには入力チェック機能が付いており、入力漏れ・入力間違いの軽減に役立ちます。システム登録時にも記入内容はチェックされます。

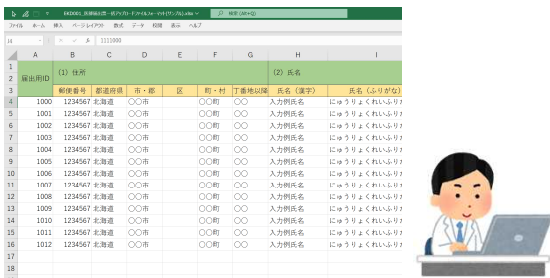


### 代表者が取りまとめて届出 (Excel複数行入力)

代表者が取りまとめて、一括で登録する方式です。

自施設の職員情報を管理されている場合などに最適です。

この方式の場合でも、確定・送信前に各医療従事者にその内容を確認させることも可能です (任意)



### 代表者が取りまとめて届出 (Excelをzipにまとめて届出)

記入済みの様式をまとめて一括で登録する方式です。

各医療従事者が記入した内容を代表者が取りまとめて登録するような流れです。



# 医療機関向け

## ■ どなたが記入を行うか事前に決めておくとスムーズです

事前に、どなたが届出の記入を行うか医療機関内で決めておくと、システム公開後のID作成業務がスムーズです。どなたが記入・届出を行うかによって、システム内のID作成を行うかどうかが決まります。各医療従事者にそれぞれ届出内容を記入してもらう場合でも、施設担当者のID作成は必要です。また、利用申請およびその後のID作成はシステム公開後の作業になります。

### 施設担当者が取りまとめて届出

施設担当者が医療従事者全体の届出を取りまとめて届出を行う場合。

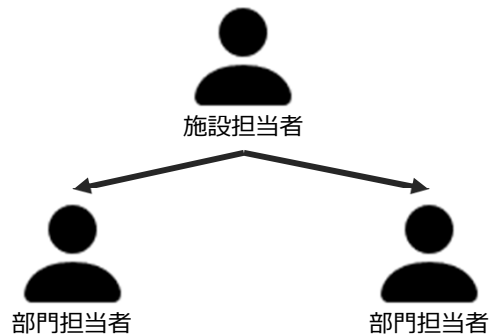
自施設の職員情報を管理されている場合などに最適です。



### 施設担当者と部門担当者に分かれて取りまとめて届出

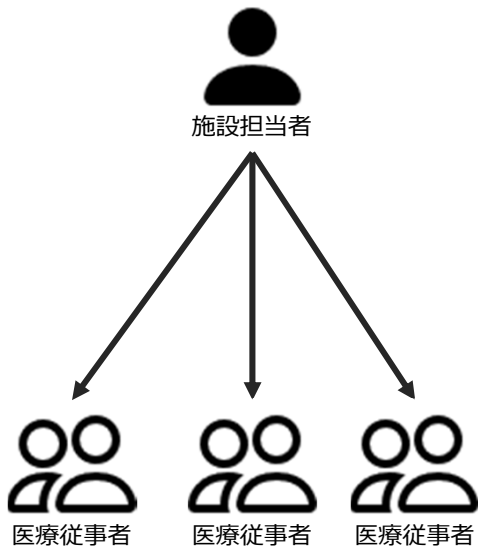
施設担当者は部門担当者を割り当て、各医療従事者の記入内容は部門担当者が取りまとめて届出を行う場合。

施設担当者のみでは取り扱う人数が多すぎる場合に最適です。



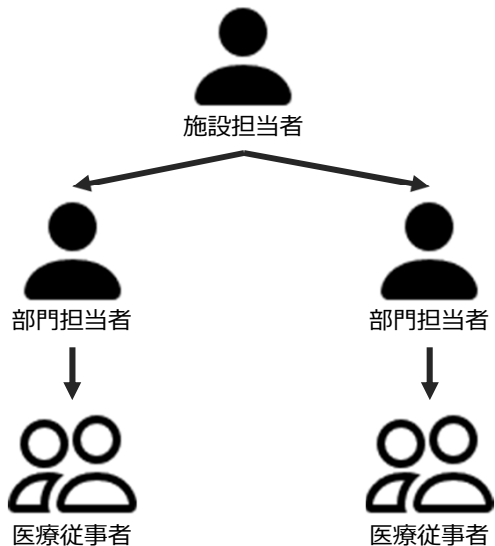
### 施設担当者で届出

各医療従事者の記入内容を施設担当者が取りまとめて届出を行う場合。



### 施設担当者・部門担当者・医療従事者で届出

施設担当者は部門担当者を割り当て、各医療従事者の記入内容は部門担当者が取りまとめて届出を行う場合。



# 医療機関向け

## ■ システム公開前の準備



### 1. 届出方法の決定

事前にどなたが届出内容を記入するのか、どなたが取りまとめて提出するのかを決めておきます。



### 2. 様式の確認（任意）

システム公開前に予めExcel届出の場合の様式が公開されますので、Excel様式に記入して届出を行う場合は、作業負荷軽減のため予め入力して準備しておくこともできます。

## ■ システム公開後の作業の流れ



### 3. 利用申請

届出をオンラインで行うためには、まず最初に医療従事者届出システムにて、医療機関の利用申請を行います。



### 4. ID登録

医療機関の利用申請を行った後に、それぞれシステムを利用する方のユーザーID登録を行い、それぞれの利用者へIDの伝達を行います。



### 5. 届出票の登録またはフォーム入力

予め決めておいた方法において、届出内容のWeb入力またはExcelアップロードを行います。



### 6. 届出内容の確認・送信

届出の内容を確認し、確定させます。代表者が取りまとめて入力した場合でも、各医療従事者個人にその内容を確認させてから確定・送信することもできます。

# 医療機関向け

## ■ 施設担当者向けメニュー

部門別や資格別の届出の状況確認や、取りまとめたデータのアップロード、部門担当者IDの払い出し、利用者IDの払い出しなどの機能があります。

施設担当者用メニュー

ログインID: iryo-test5 ログアウト

届出票管理

ユーザ管理

医療機関管理

部門別届出状況

資格別届出状況

届出票/業務従事者届データアップロードメニュー

届出票/業務従事者届フォーマットダウンロード

利用者ID作成・編集

医療従事者一覧

利用者ID一括登録データアップロード

部門一覧

部門作成・編集

医療機関情報編集

## ■ 部門担当者向けメニュー

自部門内の資格別の届出の状況確認、部門内で取りまとめたデータのアップロード、利用者IDの払い出しなどの機能があります。

部門担当者用メニュー

ログインID: naika ログアウト

届出票管理

ユーザ管理

資格別届出者一覧(部門内)

届出票/業務従事者届データアップロード

届出票/業務従事者届フォーマットダウンロード

利用者ID作成・編集

医療従事者一覧

利用者ID一括登録データアップロード

# 医療機関向け

## 医療従事者向けメニュー

フォーマットのダウンロード・届出の登録・情報引き継ぎ（R6年度向け）などの機能があります。

医療従事者届出システム 🔗 ログアウト

医療従事者メニュー

届出票入力

- 医師届出票
- 歯科医師届出票
- 薬剤師届出票
- 保健師・助産師・看護師・准看護師業務従事者届
- 歯科衛生士業務従事者届
- 歯科技工士業務従事者届
- 届出票/業務従事者届 フォーマットダウンロード

パスワード管理

- パスワード変更

個人メールアドレス

- 新規作成
- 情報引き継ぎ
- 個人情報編集

医政発 1004 第 11 号  
令和 4 年 10 月 4 日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

医師法施行規則等の一部を改正する省令について (通知)

標記について、別紙のとおり各都道府県知事宛て通知しましたので、その内容について御了知いただきますようお願いいたします。

(別紙)

医政発 1004 第 10 号  
薬生発 1004 第 1 号  
令和 4 年 10 月 4 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
厚生労働省医薬・生活衛生局長  
( 公 印 省 略 )

医師法施行規則等の一部を改正する省令の公布等について (通知)

医師法施行規則等の一部を改正する省令 (令和 4 年厚生労働省令第 145 号) については、別添のとおり公布され、令和 4 年 10 月 4 日から施行されることとなりました。

今回の改正の趣旨、概要等は下記のとおりですので、貴職におかれては、これを御了知いただくとともに、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

## 記

### 1. 改正の趣旨

- 医師、歯科医師及び薬剤師については、保健衛生行政上、その分布及び業態を正確に把握する必要があることから、医師法 (昭和 23 年法律第 201 号) 第 6 条第 3 項、歯科医師法 (昭和 23 年法律第 202 号) 第 6 条第 3 項及び薬剤師法 (昭和 35 年法律第 146 号) 第 9 条において、2 年ごとに、氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項について、その住所地の都道府県知事を經由して厚生労働大臣に届け出なければならないこととされている。
- これらの規定に基づき、医師法施行規則 (昭和 23 年厚生省令第 47 号) 第 6 条第 2 項及び第 2 号書式、歯科医師法施行規則 (昭和 23 年厚生省令第 48 号) 第 6 条第 2 項及び第 2 号書式並びに薬剤師法施行規則 (昭和 36 年厚生省令第 5 号) 第 7 条第 2 項及び様式第 6 において、医師、歯科医師及び薬剤師が届け出なければならない事項について、それぞれ書式を定めているところ。



- 令和4年度は、当該届出に基づき調査を実施する年であり、今後の医師、歯科医師及び薬剤師の確保対策の検討等に活用するために必要な情報を当該届出により把握することを可能とするため、各都道府県への調査票の送付に先立ち、医師法施行規則第2号書式、歯科医師法施行規則第2号書式及び薬剤師法施行規則様式第6に定める届出の書式について、それぞれ下記のとおり所要の改正を行う。

## 2. 改正の概要

### (1) 医師法施行規則の一部改正について

- 他項目との平仄を合わせるため、「住所」の欄について、「市郡区町村」を追加する。
- 新型コロナウイルス感染症拡大下において、集中治療に従事する医師の重要性が認識される中、地域における集中治療提供体制を適切に把握するため、「従事する診療科名等」の欄について、「集中治療科」を追加する。
- 医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の一部を改正する告示（令和3年厚生労働省告示第347号）により広告可能な範囲が拡大されたため、「取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名及び麻酔科の標榜資格」の欄について、「内科専門医」、「臨床検査専門医」、「総合診療専門医」、「総合内科専門医」及び「医師少数区域経験認定医師」を追加する等の改正を行う。
- 大学名の変更及び大学の新設があったため、「医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名等」の欄について、大学名を変更及び追加する。
- その他所要の改正を行う。

### (2) 歯科医師法施行規則の一部改正について

- 他項目との平仄を合わせるため、「住所」の欄について、「市郡区町村」を追加する。
- その他所要の改正を行う。

### (3) 薬剤師法施行規則の一部改正について

- 他項目との平仄を合わせるため、「住所」の欄について、「市郡区町村」を追加する。
- 大学名の変更があったため、「薬剤師免許取得の際に薬学課程を修めた大学名等」の欄について、大学名を変更する。
- その他所要の改正を行う。

### 3. 施行期日

- 施行期日：令和4年10月4日

以上

○厚生労働省令第四百四十五号

医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第六条第三項、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第六条第三項及び薬剤師法（昭和三十五年法律第四十六号）第九条の規定に基づき、医師法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十月四日

医師法施行規則等の一部を改正する省令

厚生労働大臣 加藤 勝信

第一条 医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

医師届出票

(令和 年12月31日現在)

第二号書式(第六条関係)

Form with fields for (1)住所, (2)氏名, (3)性別, (4)生年月日, (5)医籍登録番号. Includes postal code input and gender selection options.

Table for (7) 従事している施設及び業務の種別. Columns: 回答欄, 施設の種別, 業務の種別. Lists various medical facilities and job types.

従事先 「勤務状況」の「勤務日数」は、今年度12月1日～7日の宿直・日直以外の勤務日の合計を選択する。なお、午前のみ、午後のみ勤務の場合は0.5日としてカウントする。

Form for (8) 主たる従事先. Fields include 名称, 所在地, 勤務状況, 就業形態, 主たる業務内容, 休業の取得. Includes a detailed grid for working hours.

Form for (9) 従たる従事先. Fields include 名称, 所在地, 勤務状況. Includes a grid for working hours and a field for the number of part-time employers.

裏面へ続く

第二号書式を次のように改める。

(10) 従事する診療科名等 (7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～07のいずれかを記入した者のみが記入すること。 従事するすべての診療科名の番号を○で囲むこと。 また、2つ以上○で囲んだ者は右欄に主たる診療科名の番号を1つ記入すること。 臨床研修医の場合、「41臨床研修医」のみを○で囲むこと。 該当する診療科名がない場合、最も近い診療科名の番号を○で囲むこと。					
I	01 内科 04 消化器内科(胃腸内科) 07 糖尿病内科(代謝内科) 10 アレルギー科 13 小児科	02 呼吸器内科 05 腎臓内科 08 血液内科 11 リウマチ科 14 精神科	03 循環器内科 06 脳神経内科 09 皮膚科 12 感染症内科 15 心療内科		
II	16 外科 19 乳腺外科 22 泌尿器科 25 整形外科 28 眼科 31 産婦人科	17 呼吸器外科 20 気管食道外科 23 肛門外科 26 形成外科 29 耳鼻いんこう科 32 産科	18 心臓血管外科 21 消化器外科(胃腸外科) 24 脳神経外科 27 美容外科 30 小児外科 33 婦人科		
III	34 リハビリテーション科 37 病理診断科 40 集中治療科	35 放射線科 38 臨床検査科	36 麻酔科 39 救急科		主たる診療科名の番号(1つ)
IV	41 臨床研修医	42 全科			
V	43 その他( )				
(11) 取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名、麻酔科の標榜資格及び医師少数区域経験認定医師 取得しているすべての資格名の番号を○で囲むこと。 ※01, 18, 19は日本専門医機構認定資格、02～17は、日本専門医機構又は学会認定資格、20～59は学会認定資格					
I	01 内科専門医 04 精神科専門医 07 産婦人科専門医 10 泌尿器科専門医 13 麻酔科専門医 16 形成外科専門医 19 総合診療専門医	02 小児科専門医 05 外科専門医 08 眼科専門医 11 脳神経外科専門医 14 病理専門医 17 リハビリテーション科専門医	03 皮膚科専門医 06 整形外科専門医 09 耳鼻咽喉科専門医 12 放射線科専門医 15 救急科専門医 18 臨床検査専門医		
	20 総合内科専門医 23 消化器病専門医 26 神経内科専門医 29 血液専門医 32 感染症専門医	21 呼吸器専門医 24 腎臓専門医 27 糖尿病専門医 30 アレルギー専門医 33 心療内科専門医	22 循環器専門医 25 肝臓専門医 28 内分泌代謝科専門医 31 リウマチ専門医		
	34 呼吸器外科専門医 37 気管食道科専門医	35 心臓血管外科専門医 38 消化器外科専門医	36 乳腺専門医 39 小児外科専門医		
	40 超音波専門医 43 老年病専門医 46 漢方専門医 49 核医学専門医 52 ペインクリニック専門医 55 がん薬物療法専門医 58 小児神経専門医	41 細胞診専門医 44 消化器内視鏡専門医 47 レーザー専門医 50 大腸肛門病専門医 53 熱傷専門医 56 周産期(新生児)専門医 59 一般病院連携精神医学専門医	42 透析専門医 45 臨床遺伝専門医 48 気管支鏡専門医 51 婦人科腫瘍専門医 54 脳血管内治療専門医 57 生殖医療専門医		
II	60 麻酔科標榜医	III	61 医師少数区域経験認定医師		
(12) 分娩の取扱いの有無(過去2年以内での実績) 1 分娩の取扱いあり      2 分娩の取扱いなし      (13) 出身地 { 都道府県 } ・ 外国					
(14) 医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名等 大学名等の番号を1つ○で囲むこと。(修了した大学院名等の番号を○で囲まないこと。) 大学の再編・統合・改称により、医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名が選択肢にない場合、再編・統合・改称が行われた後の大学名の番号を○で囲むこと。					
国立	01 北海道大学 05 秋田大学 09 千葉大学 13 富山大学 17 信州大学 21 三重大学 25 神戸大学 29 広島大学 33 愛媛大学 37 長崎大学 41 鹿児島大学	02 旭川医科大学 06 山形大学 10 東京大学 14 金沢大学 18 岐阜大学 22 滋賀医科大学 26 鳥取大学 30 山口大学 34 高知大学 38 熊本大学 42 琉球大学	03 弘前大学 07 筑波大学 11 東京医科歯科大学 15 福井大学 19 浜松医科大学 23 京都大学 27 島根大学 31 徳島大学 35 九州大学 39 大分大学	04 東北大学 08 群馬大学 12 新潟大学 16 山梨大学 20 名古屋大学 24 大阪大学 28 岡山大学 32 香川大学 36 佐賀大学 40 宮崎大学	
公立	43 札幌医科大学 47 京都府立医科大学	44 福島県立医科大学 48 大阪公立大学	45 横浜市立大学 49 奈良県立医科大学	46 名古屋市立大学 50 和歌山県立医科大学	
私立・大学校・外国医学校・その他	51 岩手医科大学 55 埼玉医科大学 59 順天堂大学 63 東京慈恵会医科大学 67 日本医科大学 71 金沢医科大学 75 関西医科大学 79 久留米大学 83 外国の医学校	52 東北医科薬科大学 56 国際医療福祉大学 60 昭和大学 64 東京女子医科大学 68 北里大学 72 愛知医科大学 76 近畿大学 80 福岡大学 84 その他	53 自治医科大学 57 杏林大学 61 帝京大学 65 東邦大学 69 聖マリアンナ医科大学 73 藤田医科大学 77 兵庫医科大学 81 産業医科大学	54 獨協医科大学 58 慶應義塾大学 62 東京医科大学 66 日本大学 70 東海大学 74 大阪医科薬科大学 78 川崎医科大学 82 防衛医科大学校	
医学課程を修めた外国の医学校のある国の医学校のある国の番号を1つ○で囲むこと。 (14)欄の83を○で囲んだ者のみが記入すること。					
	1 英国	2 オーストラリア	3 韓国	4 中国	5 ハンガリー
	6 ブラジル	7 米国	8 ルーマニア	9 その他( )	
(15) 地域枠等 該当がある場合記入すること。(該当がない場合記入不要) 1 従事要件あり → 要件となる従事年数 年   従事要件を終了した場合には、右欄に○を付けること。 2 従事要件なし 要件となる従事場所 { 都道府県 } ・ その他 奨学金貸与元 1 都道府県 2 大学 3 その他 4 なし 選抜方式 1 別枠方式(一般の選抜枠と別に選抜) 2 手挙げ方式(一般の選抜枠と共通で選抜)					
(16) 本届出票の活用に対する確認 各都道府県における医師確保対策の検討等に活用するため、本届出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに同意しない場合は、右欄に○を付けること。					
				同意しない場合	
(17) 備考					

# 三師届・業務従事者届のオンライン届出（令和4年度以降）の概要

- 医師、歯科医師及び薬剤師は、2年ごとに、業務従事状況等の届出（三師届）を行うこととされている（全ての者に届出義務）。また、業務に従事する看護職（保健師、助産師、看護師、准看護師）、歯科衛生士及び歯科技工士も、2年ごとに、業務従事状況等の届出（業務従事者届）を行うこととされている（業務従事者に届出義務）。
- 三師届・業務従事者届の届出は、従来は、主に紙による届出のみとされていたが、医療機関・医療従事者・地方自治体の事務負担の軽減を図るため、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）に基づき、令和4年度（令和4年12月31日時点の状況報告）から、三師届・業務従事者届のオンラインによる届出を可能とする。

※ 三師届のオンライン届出については、関連法案（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案）が先の通常国会で成立。

**三師届**：医師、歯科医師、薬剤師

**業務従事者届**：看護職（保健師・助産師・看護師・准看護師）、歯科衛生士、歯科技工士

従来

三師届

- ✓ 届出は主に紙媒体で、医療機関等に勤務する医師等については医療機関等でとりまとめの上、手交又は郵送により保健所等に提出（医療機関等に勤務していない医師等は自ら提出）。
- ✓ 都道府県を経由して国に届出。

業務従事者届

- ✓ 届出は主に紙媒体で、医療機関等でとりまとめの上、手交又は郵送により保健所等に提出。
- ✓ 都道府県に届出。



## 医療従事者届出システムの運用開始（令和4年度）

令和4年度以降

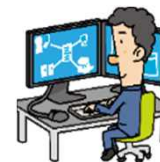
三師届

- ✓ 医療機関等に勤務する医師等について、医療機関等でとりまとめの上、オンライン届出が可能になる。
- ✓ オンライン届出の場合は、都道府県経由は不要になり、オンラインにより国に直接届出。
  - ※ 引き続き、紙による届出も可能。紙での届出の場合は、従来と同様の手続・事務となる。
  - ※ 医療機関等に勤務していない医師等の三師届については、令和4年度は紙による届出のみであり、マイナンバー制度の活用に伴って、令和6年度からオンライン届出を可能にする予定。



業務従事者届

- ✓ 医療機関等でとりまとめの上、オンライン届出が可能になる。
- ✓ オンライン届出の場合も、都道府県に対して届出。医療従事者届出システムの運用開始によって、都道府県は、システムを通じた衛生行政報告例の様式に基づくデータ集計等が可能になる。
  - ※ 引き続き、紙による届出も可能。紙での届出の場合は、従来と同様の手続・事務となる。



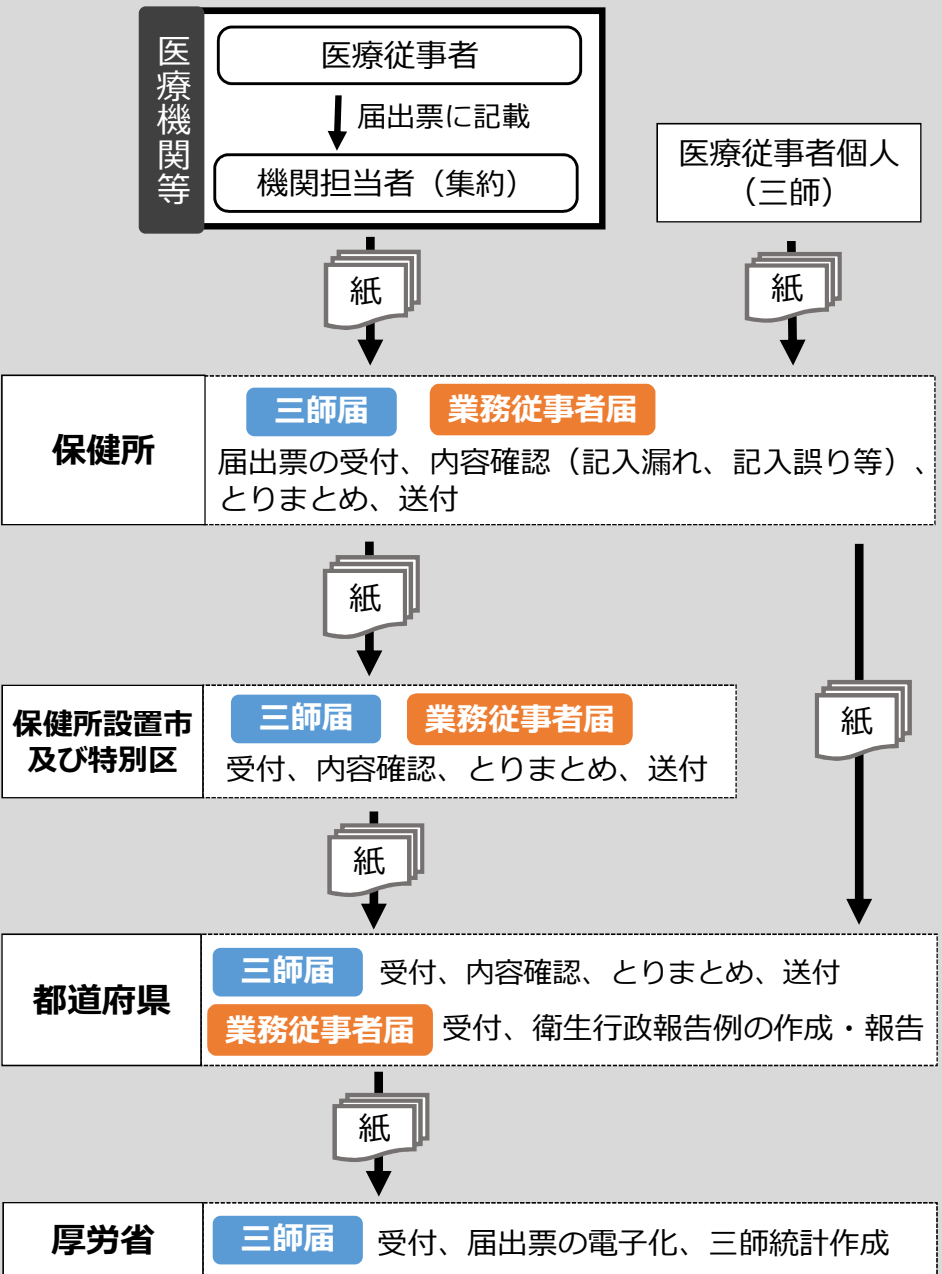
⇒ オンライン届出を可能とすることにより、医療機関・医療従事者・都道府県等の事務負担の軽減を図る。

# 三師届・業務従事者届のオンライン届出の仕組み（令和4年度）

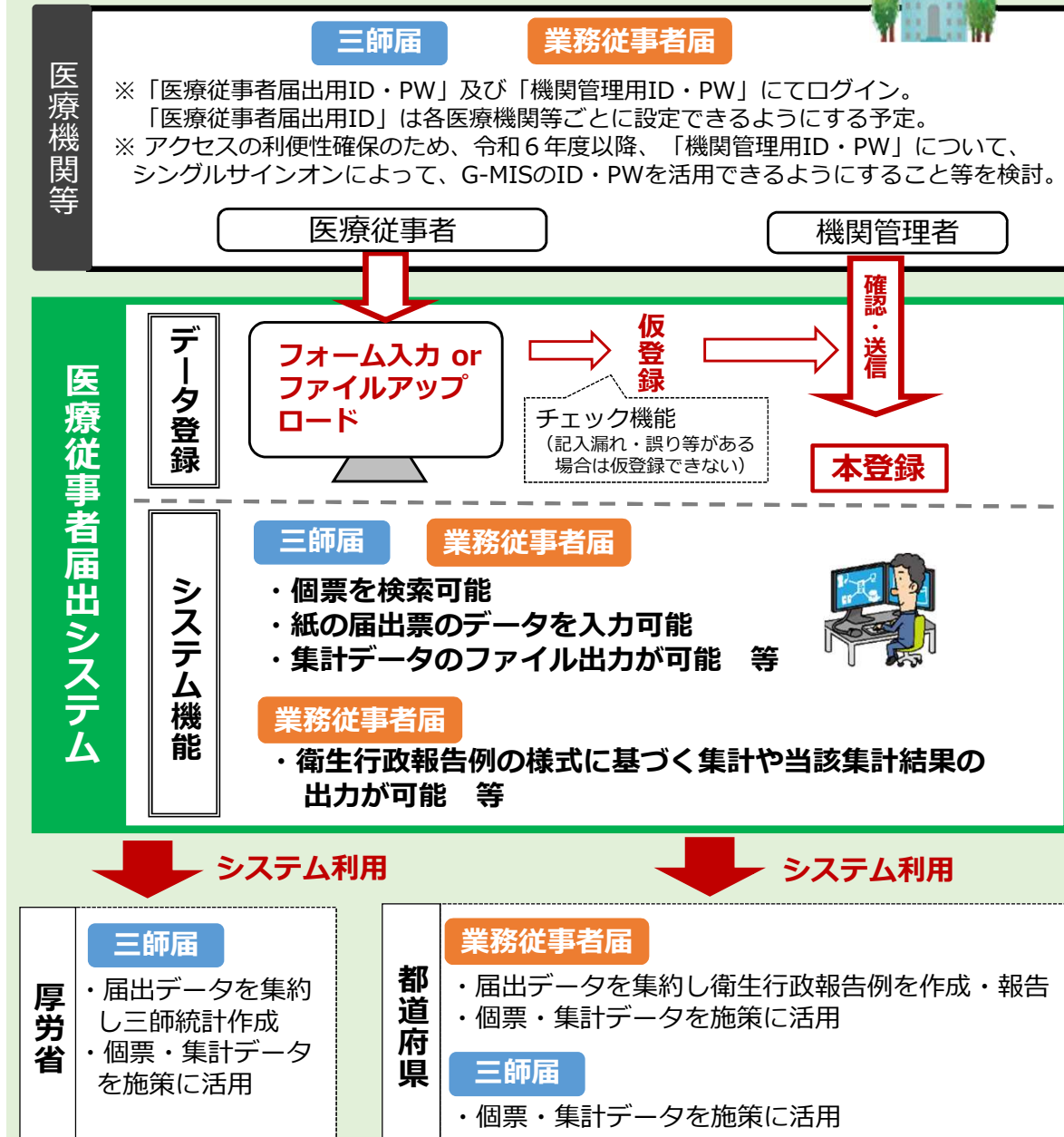
**三師届**：医師、歯科医師、薬剤師

**業務従事者届**：看護職（保健師・助産師・看護師・准看護師）、歯科衛生士、歯科技工士

## 【現行の届出手続】



## 【届出手続のオンライン化】



※ オンライン届出を行わない医療機関等の医療従事者及び医療機関等に勤務しない医療従事者個人は、紙による現行の届出手続となる。